



風光る霞ヶ浦あそ

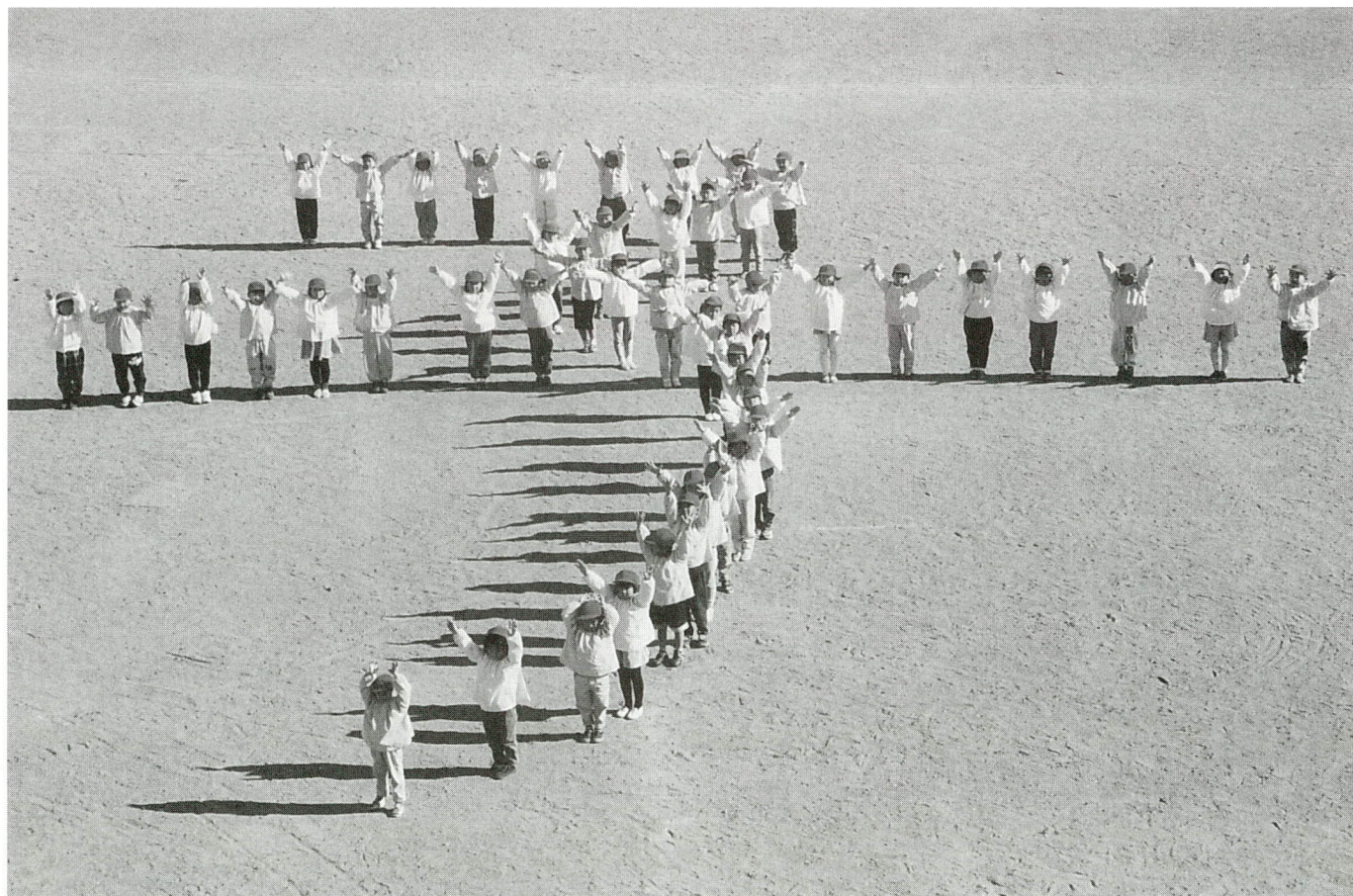
ASO

広報 麻生

発行:麻生町役場 編集:総務課
TEL(72)0811 FAX(72)2174

21世紀のまちづくり キーワード

子どもたちに
輝く未来を



未来に向かって

はばたけ

(麻生幼稚園児の協力で
今年の干支「子」の人文字を
つくりました)

1

1996 No.494

【主な内容】

- 年頭のあいさつ……………P2～P3
- 子ども模擬議会……………P4～P7
- 平成6年度決算のあらまし…P8～P9
- 麻生町のなり立ち……………P14～P15

あけまして おめでとうございます

より暮らしやすい まちづくりのために

麻生町長 栗 又 宏 三



新年あけましておめでとうございます。輝かしい平成八年の年頭にあたり、町民の皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます。また、日頃からの町政に対する深いご理解と暖かいご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、麻生町も合併以来四〇年が経過し、益々の発展が期待されております。昨年まで新しい麻生町を築くため「第3次麻生町総合振興計画」により各種事業を積極的に進めてまいりました。

永年の懸案であった「衛生センター」や「霞ヶ浦聖苑」（広域火葬場）の業務開始、統合簡易水道の全区域給水により、さらに快適な暮らしができるものと考えております。また、県内一の長さを誇る北浦大橋（サンブリッジ）や主要地方道水戸神栖線（行方縦貫道路）の開通により、新たな交通体系が形成され、経済や文化の交流の増大が期待されています。

本年も、町発展のため、昨年にも増して様々な課題に積極的に取り組んでまいります。具体的には、新原工業団地開発事業や都市計画道路建設、町営住宅建設事業、土地改良事業、環境美化センター新プラント建設事業などです。

また、保健・福祉事業の充実も重要な課題です。本年四月に業務を開始する「老人デイサービスセンター」を核とし、より充実した福祉サービスが提

供できることとなります。さらに、皆様から強い要望を頂いている「総合病院」については、本年から用地の確保などの具体的な取り組みに入っていきます。

一方、生涯学習の充実を図るため、西浦地区学習等供用施設の建設を行います。さらには、理想的な教育のための学区編成や学校、幼稚園の統廃合についても検討に入ります。

国民宿舎『白帆荘』については、昨年一二月に「公営宿泊施設整備調査検討委員会」から提案書をいただきました。皆様のご意見を十分に踏まえたうえで整備方針を決定し、町の活性化のため、建て替えに着手できるよう進めていきます。

町民の皆様がより暮らしやすいまち『風光る霞ヶ浦あそび』を目指すことは、すなわち「子どもたちに輝く未来を約束する」ことに他なりません。そのためには、皆様のご理解とご協力を頂戴しなければなりません。また、まちづくりそのものに参加していただくことが重要です。私は皆様とのコミュニケーションづくりのために、「町長への手紙」などでいくつかのご意見を聞く機会を設けてきましたが、これが私の基本姿勢です。

本年も、総力を挙げて町政に取り組んでまいりますので、皆様の更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。そして、新年のごあいさつといたします。



創意と工夫で 新しいまちづくりを

麻生町議会議長 高野 義 一

新年あけましておめでとうございます。平成八年の新春を迎え、議会を代表して町民の皆様のご健勝とご発展を心からお祝い申し上げます。

日頃から、町議会に対する暖かいご理解と絶大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、兵庫県淡路島近くを震源とする激震が日本列島を揺れ動かし、かつてない災害に見舞われ、激動の年明けとなりました。また、地下鉄サリン事件等「オウム真理教」が起した一連の事件は、国政を揺るがし、史上最大の刑事裁判となり宗教法人法改正の契機となりました。そして、オウム事件により、危機管理の制度化、教育や社会の在り方など多くの難問が問いかけられました。

国政においては、自民党総裁選が実施され、橋本新総裁が誕生したことも大きな時代の背景がもたらしたものと思われまふ。年末から新年にかけて政局の激動は必至で、社会党が新党結成の段階にあり、さきがけ、野党の新進党も次期総選挙を展望して新しい対応と準備に追われています。

一方、日本経済は依然として景気が低迷しており、先の見えない長いトンネルの中で足踏み状態が続いています。その様な時期に、当町においては、地域住民が長い間待ち望んでいた北浦大橋が完成し、行方郡と鹿島郡が一本の橋で結ばれました。さらに行方台地を

走る陸の動脈・行方縦貫道路が全線開通し、鹿行地域の産業の発展や文化の振興がもたらす経済効果は計り知れないものがあると確信しています。

このような時期にあたり、「一年の計は元旦にあり」という言葉がありますが、皆様も新年の抱負や計画を家族で話し合われていることと思います。

私も皆様と同様に、新年の抱負の一端を述べてみたいと思います。一昨年スタートした第3次麻生町総合振興計画の重点プロジェクトに掲げられた（仮称）新原工業団地の整備、生活環境の整備、基幹道路の整備、高齢者福祉対策等に、議会人としての立場を堅持して取り組んでいきます。

新世紀を目の前に、国際化、情報化の波が私たちの町にも押し寄せて、行政需要はますます複雑多様化してきています。私も議決機関といたしましては、執行部と共に創意と工夫を重ねて、皆様方のご期待に応えられるよう決意を新たにしているところです。来月には、議会も改選期を迎えるわけですが、町民の皆様方の厳正な審判をいただき、新たな気持ちで町発展のために努力していかなければならないと、議員一同肝に銘じております。どうか、本年もより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、皆様のご多幸を心からお祈り申し上げ新年のごあいさつといたします。

子ども模擬議会

果たして子ども達の 願いはかなうのか？

12月4日(月)

午後1時30分開会

議長

内山 理恵さん(麻生中2年)

久保田 一生くん(麻生一中2年)

質問①

荒野 健 一くん
(太田小6年)

●町の計画では、どのようなまちづくりを考えていますか。(図書館、プール、公園等の整備はどうか。総合病院、老人福祉施設の建設はどうか)

答弁①

●まちづくりは「第3次総合振興計画」により、次の五つの分野で仕事を進めていきます。

一つ目は「やすらぎと快適さのための基礎づくり」です。いわゆる生活環境の整備です。道路や上下水道の整備、住宅団地の建設、公園の整備など生活基盤を豊かにする事業の推進です。

二つ目は「やさしさとうるおいのある地域づくり」です。これは福祉や保健、医療のサービスを進めることです。現在、老人デイサービスセンターを建設中で、来年度から利用できます。また、総合病院の建設も進めています。

三つ目は「活力に満ち、創造性豊かな産業づくり」です。麻生町は農業のほかに、工業や商業も盛んです。これらの産業が発展するよう後押しします。大きな事業として、新原地区に工業団地を計画し企業を誘致します。

四つ目は「豊かな心と個性あふれる人づくり」です。これは教育や文化を向上させることです。学校での教育や公民館講座など、いわゆる生涯学習を

進めます。また現在、町の歴史を綴る「町史編さん」を進めています。

五つ目は「対話とふれあいのあるまちづくり」です。地域の連帯や他市町村、外国との交流を進めます。

質問②

羽生素子さん
(麻生小6年)

●今年、公園をつくることを考えていますか。

答弁②

●今年、公園をつくる予定はありません。大きな公園ではなく、各地区(旧町村単位)に最低一か所つくるようにします。家から徒歩や自転車で行ける距離につくって欲しいという要望にも応えられます。

質問③

野川寿明くん
(麻生小6年)

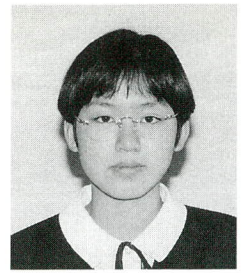
●高齢化社会とも言われる時代、総合病院など大きな病院はつくれませんか。

町内の小・中学生三三人が議員になり、まちづくりに対して町執行部に質問する「子ども模擬議会」が一二月四日、議場で開催されました。

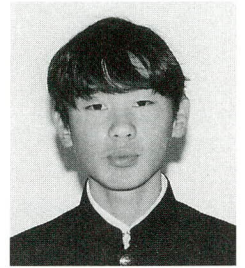
議員に扮した子ども達からは、身近な暮らしの問題や町の将来のあり方、環境保全に関する事など、本物の議員同様の質問が投げかけられました。また、霞ヶ浦流域で世界湖沼会議が開催されたことを受け、「きれいな水と緑を守る決議」が採択されました。

町は、「子ども達に輝く未来を約束するために」というキャッチフレーズのもと、新しいまちづくりにつとめています。二二世紀の暮らしやすい町を築き上げることが町の使命でもあります。果たして、子ども達の願いはかなうのでしょうか。

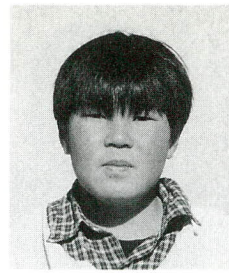
ここでは、模擬議会の内容を抜粋してお知らせします。



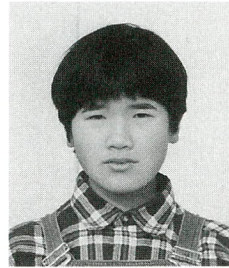
議長 内山 理恵さん



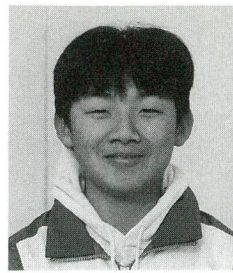
議長 久保田 一生くん



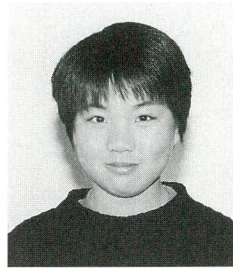
① 荒野 健一くん



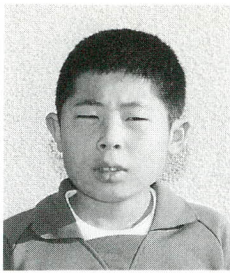
② 羽生 素子さん



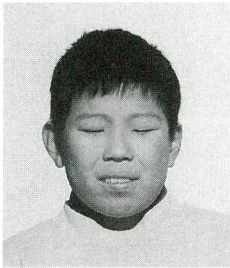
③ 野川 寿明くん



④ 関戸 友美さん



⑤ 内山 功太くん



⑥ 平山 充宏くん

答 弁 ③

●現在まで、行方郡総合病院設置協議会をつくり、設置に向けて準備を進めています。今の時点では、県が場所や医療科目の選定について検討をしています。建設にあたっては財政的に無理があるので、国や県に支援をお願いすることになります。

質 問 ④

関戸 友美さん
(大和一小6年)

●道幅が狭いため、登下校時に身の危険を覚えることがあります。今後、道路の拡幅や歩道の補修、新設の予定はありますか。

答 弁 ④

●町の道路は、都市計画道路や幹線道路、集落を結ぶ生活関連道路の整備を計画的に行います。関戸さんの通学する道路は、一部来年度に舗装する計画です。狭い道路の具体的な整備計画はありませんが、要望に応えるよう補修、新設を考えます。

質 問 ⑤

内山 功太くん
(大和二小6年)

●町では、農業をする人が減少していると聞きます。このままでは町の農業が衰えてしまいます。どういう対策をとっているのですか。

答 弁 ⑤

●夢のある農業になるように、土地基

盤の整備や機械化・集団化、担い手の育成の確保など、町が国、県と一体となって農家を支援していきます。今、町では八三名の意欲的な農家（認定農家）がいます。

質 問 ⑥

平山 充宏くん
(大和三小6年)

●大和三小学区にはソフトボールやサッカーのできる広場や公園がありません。みんなが集まって遊べる場所があればいいと思いますが、今後の見通しを教えてください。

答 弁 ⑥

●残念ながら、町には大和三小学区に限らずソフトボールやサッカーを楽しめる公園はなく、今のところつくる計画はありません。地区（旧町村）単位に最低一か所、子ども達が遊べる公園をつくるよう協議しています。

質 問 ⑦

磯山 信太郎くん
(行方小6年)

●一人暮らしの老人に対する訪問医療や移動入浴の整備はどうなっていますか。

答 弁 ⑦

●一人暮らし老人の対策として、次のようなサービスを実施しています。

- ①緊急通報システム（緊急時にボタンひとつで消防署に連絡が入る）
- ②愛の定期便（牛乳等を二日に一回配布）

③給食サービス（月に一回給食を支給）

また、民間に委託して移動入浴車や老人ホームでの入浴サービスを実施しています。一二月からは行方郡医師会による訪問看護がスタートし、家庭療養を続けている方の健康管理やリハビリの指導が行われています。

質 問 ⑧

中根 武志くん
(小高小6年)

●町には図書室（公民館）が一か所しかありません。移動図書館があれば、読書の機会が増えると思います。町では実施する計画はありますか。

答 弁 ⑧

●公民館のほかに、太田・行方・小高分館でも図書貸出を行っています。移動図書館については、要望を取りまとめたうえで検討します。

質 問 ⑨

羽生 恵介くん
(麻生中2年)

●なぜ、プールをつくらないのですか。

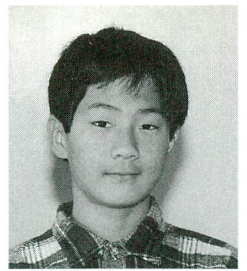
答 弁 ⑨

●残念ながら、今のところプールをつくる計画はありません。資金面で難しいのですが、つくるよう努力します。

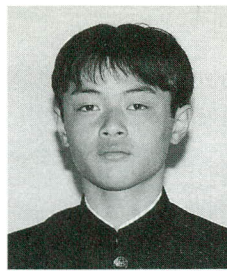
質 問 ⑩

羽生 謙市くん
(麻生中2年)

●霞ヶ浦の水質改善をどのように行っていますか。



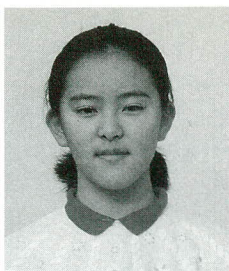
⑦ 磯山信太郎くん



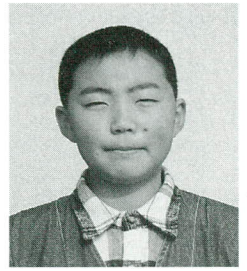
⑨ 羽生 恵介くん



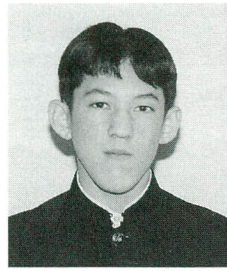
⑪ 須賀 千恵さん



⑬ 羽成 規子さん



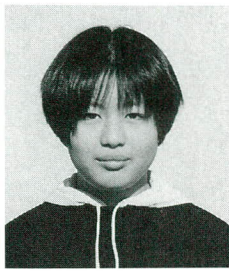
⑧ 中根 武志くん



⑩ 羽生 謙市くん



⑫ 根本 秀和くん



⑭ 田口 良子さん

答弁 ⑩

●現在、下水道事業に取り組んでいます。平成九年から一部の地域で利用できます。その他の地域は、補助金を出して合併処理浄化槽の設置を推進しています。

質問 ⑪

須賀千恵さん
(麻生一中2年)

●通学路に防犯灯をつけて欲しいのですが、だれに要望すればいいのですか。

答弁 ⑪

●防犯灯の設置計画はありません。既存のものを撤去し、付け替えをする莫大な費用と時間がかかります。現段階では、地元の区長さんに相談して町に申請してもらうことが一番です。

質問 ⑫

根本秀和くん
(麻生一中2年)

●町には年間どのくらいの税金が納められていますか。また、その使い道は何ですか。

答弁 ⑫

●平成七年度一般会計当初予算額は約五六億円です。このうち、町税が約二五パーセントの約一四億円です。これらは全体の予算の中に組み込まれ、道路整備や福祉施設の建設、学校の運営など様々な仕事に使われています。

質問 ⑬

羽成規子さん
(麻生小6年)

●駅が無いのでとても不便です。鉄道ができる予定はありますか。

答弁 ⑬

●鉄道駅の設置予定はありません。現在の状況で鉄道を誘致することは難しいことです。そのかわり、東京行の高速バスの増便をお願いしています。また、東関東自動車道のインターチェンジが麻生町にできるよう国、県に働きかけています。

質問 ⑭

田口良子さん
(太田小6年)

●給食センターでの食品添加物使用と有機農産物使用の実態はどうですか。

答弁 ⑭

●食品添加物の使われている食品は使わない方針です。野菜は、「有機農産物」「低農薬」「無農薬転換中」の表示のあるものを使用しています。品質はどうか、新鮮であるか、生産地はどこかなど十分調べています。

質問 ⑮

藤崎寿徳くん
(大和一小6年)

●北浦の水質浄化の取り組みはどのように行われていますか。また、マナーの悪い釣り客の対策をどう考えていますか。

答弁 ⑮

●毎年二回、清掃大作戦と称して湖岸や河川の清掃をしています。また、一

○名の水質監視員が汚水のチェックをしています。釣り客に対しては、ゴミ投棄の注意を呼び掛ける立て看板を設置しています。

質問 ⑯

横山真由さん
(大和一小6年)

●災害時の避難場所の設置など災害対策はどうなっていますか。

答弁 ⑯

●現在の避難場所は、公民館と各小・中学校です。ここには、非常用品の備蓄がされています。したがって、町の災害対策はこれからであり、その整備計画を早急に策定します。

質問 ⑰

平山由美子さん
(大和三小6年)

●大和三小学区にも土取り場があって、山がたくさん削られています。その山々について、どう考えていますか。

答弁 ⑰

●土取りに関しては、町の土採取条例が適用されます。これは自然環境の保全と災害防止を目的としています。これから緑の保全に努めていきます。

質問 ⑱

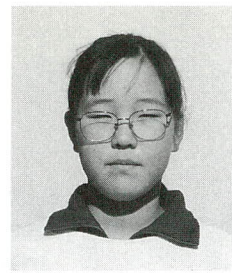
榊原俊郎くん
(行方小6年)

●町には兼業農家が多く、町内で働く場所も極めて少ないようです。農業も含め町を発展させる政策は何ですか。

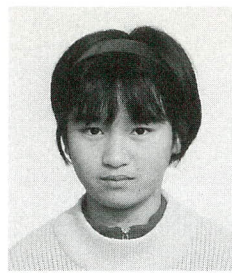
答弁 ⑱



⑮ 藤崎 寿徳くん



⑰ 平山由美子さん



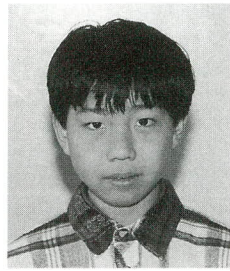
⑱ 額賀 愛さん



⑳ 羽生さゆりさん



⑯ 横山 真由さん



⑰ 榎原 俊郎くん



⑳ 山口 瑞希さん

● 農業政策として、大規模な経営ができる農家を育てていきます。兼業農家から大規模な農家に田畑の貸し借りを進めて、農業の魅力を高めます。働く場所については、新原工業団地内に一三の企業を誘致し、地元の方を雇い入れてもらうようにします。人口対策として、住宅団地を考えています。

質問 ⑱

額賀 愛さん
(小高小6年)

● ゴミは、今のところ燃えるゴミと燃えないゴミの二分別です。ゴミの中には、この分別がよく分からない物があります。基準が分かるようPRしてはどうでしょうか。

答弁 ⑱

● ゴミの分別と出し方については年一回、各家庭にチラシを配布しています。分別は、つぎの四通りです。

① 燃えるゴミ：紙くず、ゴム、皮革、木くず、軟質プラスチックなど

② 燃えないゴミ：ガラス、硬質プラスチック、陶器、金物類など

③ 粗大ゴミ：大型家電製品、大型家具、自転車、バイク、ふとんなど

④ 資源ゴミ：新聞、雑誌、本、ダンボールなどの紙類、なべ、やかん、アルミ缶、スチール缶、ジュース類のビンなど

また、台所から出る生ゴミには、コンポスター利用を進めています。減量化のための有料化を検討中です。

質問 ㉑

山口 瑞希さん
(麻生中2年)

● どのような町を目指し、どのような都市計画が進められていますか。

答弁 ㉑

● 「麻生で生活し、麻生で働き、麻生で遊ぶ」ことに、価値と誇りとゆとりを感じる町づくりを目指しています。

自然資源を有効に利用し、工業団地などの働く場所、住宅団地などの住む場所、公園などの遊ぶ場所を確保し、道路や下水道などを整備することになります。このため、工業団地や道路、下水道の整備などを行っています。

質問 ㉒

羽生 さゆりさん
(麻生一中2年)

● 農地法はどういう法律ですか。また、農地を残すことはどういう意味がありますか。

答弁 ㉒

● 農地法は、耕作者が安心して生産ができるようにと、定められました。農地を残すことは、人間の食糧を確保することです。日本は農産物の輸入が世界第一位で、皆さんが毎日食べている食物のほとんどは輸入品です。できる限り食糧の生産基盤である農地を守り、自給率を高めることが大切です。

きれいな水と緑を守る決議

麻生町子ども議会は、町民、特に子どもたちの代表として町政全般にわたって、誠心誠意努力しなければなりません。

本年は、茨城県において世界湖沼会議が開催されて、県民はじめ全国的に水質浄化の気運が高まりつつあります。麻生町は、霞ヶ浦の西浦・北浦に面して昔から水に親しんできた歴史があり、私たちが生まれる前には、この湖で泳ぐことができた時代があったと聞き、今の状態を大変残念に思います。

また、麻生町ではいろいろなところで、土取りをしています。土を取ったあとは危険ですし、緑もなくなっています。緑のたくさんある麻生町が、どれだけ素晴らしいことか、子どもたちも大人もみんな分かっているはずですが、私たちが大人になる二一世紀はじめには、どうなっているのでしょうか。そして、その時に今よりもっと水が汚れていたら、緑がなくなっていたらと心配しています。私たちが大人になってからでは遅いのです。私たちの後輩の子どもたちにも胸を張って自慢できるようにするには、今すぐ何かを始めなければなりません。

麻生町のきれいな水と緑を守るために、私たちができることからみんなに率先して実行していくことを決議します。

決算のあらまし

一般会計の決算額 大幅増

平成6年度の町の一般会計と4つの特別会計の決算がまとまり、12月の第4回定例会で認定されました。

一般会計の歳入額は67億4,584万円、歳出額は65億1,332万円となり、前年度に比べて歳入が16.5%増、歳出が16.7%増となりました。

歳入では、町税が2,800万円余の減額となりましたが、地方交付税や国庫支出金、県支出金などが増額となりました。また、町債は2.67倍となり、12億3,000万円の借金を抱えました。

主な歳出では、衛生センター建設により衛生費が127.9%の増、9億9,000万円の増となりました。

平成6年度 一般会計・特別会計の決算状況

(単位：千円、%)

区 分			予算現額	決算額	5年度決算額	伸 率	執行率
一 会 般 計	歳 入		6,643,961	6,745,848	5,788,498	16.5	101.5
	歳 出		6,643,961	6,513,320	5,583,273	16.7	98.0
	繰越金			232,528	205,225	13.3	
特 別 会 計	国 保	歳 入	1,323,190	1,351,442	1,347,041	0.3	102.1
		歳 出	1,323,190	1,271,293	1,260,044	0.9	96.1
		繰越金		80,149	86,997	△ 7.9	
	老 人 保 健	歳 入	1,287,211	1,218,322	1,118,115	9.0	94.6
		歳 出	1,287,211	1,182,992	1,062,329	11.4	91.9
		繰越金		35,330	55,786	△ 36.7	
	下 水 道	歳 入	723,259	651,717	539,099	20.9	90.1
		歳 出	723,259	639,604	522,582	22.4	88.4
		繰越金		12,113	16,517	△ 26.7	
	公 委 員 平 会	歳 入	226	253	224	12.9	111.9
		歳 出	226	187	138	35.5	82.7
		繰越金		66	86	△ 23.3	

平成6年度の

主 な 事 業 (一 般 会 計)

総務費 (総額707,361千円)

- イメージアップ推進事業
(フェスティバルIN麻生、
まちづくりセミナー、40周年記念誌等)
- 公営宿泊施設整備調査
- 交通安全対策
(カープミラーの新設補修、交通安全教室等)
- 選 挙
(県議会議員選挙、町長選挙等)
- 統計調査 ほか

民生費 (総額595,860千円)

- 敬 老 会
- 一人暮らし老人愛の定期便
- ショートステイ事業
- ミニ・デイサービス事業
- 老人保護措置
- 身障者福祉
- 医療福祉
- 児童福祉 ほか

衛生費 (総額1,771,813千円)

- 献血、予防接種
- 総合検診、健康診断
- 健康まつり
- 合併処理浄化槽設置事業
- 家庭排水浄化推進事業
- ゴミ収集
- 衛生センター建設事業
- 水道事業運営補助金 ほか

農林水産業費 (総額621,244千円)

- 農業委員会
- 農用地利用銀行活動促進事業
- 農業者年金
- 水田営農活性化対策
- 病虫害防除対策
- 高度管理モデル施設整備事業
- 地域農場推進事業
- 産地グレードアップ整備事業
- 農業農村活性化農業構造改善事業
- 農道整備事業
- 団体営農道整備事業
- 土地改良区への補助 ほか

商工費 (総額31,323千円)

- 商工会への補助
- 産業文化祭補助金
- 商工金融制度利子補給費
- 自治金融預託金
- 観光協会補助金
- 商業協同組合育成費補助金
- 北浦大橋イベント ほか

土木費 (総額971,612千円)

- 道路新設改良事業
- 舗装新設事業
- 道路改良整備計画策定
- 河川改良
- 羽黒山公園、天王崎公園整備事業
- 下水道会計繰出金
- 町営住宅
- 都市計画道路調査測量設計業務 ほか

消防費 (総額264,479千円)

- 広域消防負担金
- 操法競技大会
- 防災まちづくり事業
- ホース格納箱設置
- 自主防災結成事業
- 消防機庫詰所建設 ほか

教育費 (総額960,638千円)

- 教育委員会
- 小中学校修繕、改修
- 外国青年招致事業
- 成 人 式
- こどもまつり
- 文化講演事業
- 公民館まつり
- 文化講演会
- 町民体育祭
- スポーツ教室
- 学校給食 ほか

議会費 (総額117,179千円)

- 定例会、臨時会(計6回)
- 常任委員会の視察研修 ほか

白帆荘を ますか？

「基本的な考え方」の
した。

昨年一〇月から調査・検討されていた「公営宿泊施設整備の基本的な考え方」の提案書が一二月二日、町長に提出されました。

この提案書を受けて町では、本格的に国民宿舎「白帆荘」の改築に乗り出すことになります。

提案書の内容は、公営宿泊施設を整備することを前提としており、より足腰の強い経営体制の整備や運営方法を取り入れることを骨子として盛り込んであります。

ここでは、その提案書の概要をお知らせします。

●公営宿泊施設を整備する にあたり次のような基本 理念で推進するよう提案 する

町においては、地域活性化を図る視点から様々な課題を克服し、公営宿泊施設を整備すべきである。

一、地域活性化の視点

①二一世紀を見据え、先進的な施設と優れたサービスで利用者の満足度を高めること

二一世紀初頭には、これまで以上の余暇時代が到来し、新たな利用者を見込むことができる。このため、二〇年から三〇年の長期的なスタンスで考え、先進的な施設整備をめざさなければならぬ。また、施設とサービスは一体化して考える必要があるため、利用者の満足度を高める優れたサービスも重要となる。

②町のキャッチフレーズ「風光る霞ヶ浦あそう」にマッチした施設とし、地域のイメージアップに寄与すること

一般に国民宿舎は、風光明媚なところにあり、好イメージを持たれる。宿舎は、霞ヶ浦の湖畔に調和する景観とともに、町民の愛着が高いことから心理的にも自慢できる施設であることが望ましい。町のキャッチフレーズ「風光る霞ヶ浦あそう」にマッチした施設とし、地域のイメージアップに寄与していかなければならない。

③これまでの利用形態を踏まえて、さらに町民利用が図れるような新たな複合的機能も検討すること

アンケート調査によると、白帆荘は町民の約八割が利用しているが、これは主に結婚披露宴や七五三など宿泊以外の利用であり、その数は宿泊者よりも多い。今後はこれらの利用者ニーズも考慮し、町民がやすらげるような施設の整備を行うことによって、町民の

新たな利用を期待したい。町民利用を促進することで、地域における存在意義がさらに高まると考えられる。委員会での参考意見として、町民割引など優遇制度導入で利用促進を図るという提案もなされた。

④県内及び関東地方など多方面から新たな利用者を獲得して、地元との交流などを含めて町の活力アップにつなげる

平成五年度から六年度の実績ベースで、関東地方（六一％）、県内（二一％）、その他（八％）と宿泊利用者の九〇％が町外から訪れている。また、本町は首都圏から近く、道路の混雑等も少ないという地の利もあるため、今後の施設整備をはじめサービス向上や告知手法拡大によって新たな利用者が見込める。このような町外からの利用者が白帆荘を拠点として町民と交流することで、情報の発信・提供や人づくりなどの面で地域の活性化につながっていくことが期待できる。

二、克服すべき課題

①独立した組織で採算をとれるようにする。原則として町の一般会計などから支援はしない

白帆荘は、これまでも行政の企業会計として独立した組織で運営されている。しかし、行政の一般会計である

あなたは どう考え

「公営宿泊施設整備の
提案書が提出されま



太田委員長（右）から町長に
提案書が渡されました

ことから、町の財政的負担を危惧する
声も多い。

委員会では、景気の停滞や自治体を取りまく財政事情の悪化などを踏まえて、改めて独立した組織として採算がとれるという方針を堅持すべきであるとしている。これにより、町財政へ悪影響を及ぼすことを回避できる。

②現在の町直営の経営体制を改め、民間の経営手法が取り入れやすい運営組織とすること

現在の白帆荘は、アンケート調査や委員会の意見でも「行政的な経営手法の弊害」が指摘されている。具体的には、顔見知りにはやさしく一般人には冷やかなサービス、役所の延長上にある人事、トップ不在のマネジメントなどである。宿泊施設が、官民を問わずサービスのレベルを向上させていることを考慮すると、これまでの役所的サービスでは利用者に受け入れられない。先進的宿泊施設のサービスや民間企業の経営手法をただ取り入れられるかが課題である。また、これは採算面でも重要な点であるため、町直営の運営体制の改善は強い意見として出されている。

③綿密な経営計画や営業収支のシミュレーションを行うこと

白帆荘は、オープンから三三年が経過している。この間、大規模な改装等

を行うことなく維持してきたが、明確な経営計画を持たなかったゆえでもある。このため、新施設整備に当たっては、経営計画や営業収支のシミュレーションを行い、収支均衡の可能性を確認した上で取り組むべきである。また、白帆荘は人件費率が非常に高く、経営圧迫の大きな要因となっている。このシミュレーションの確立によって、早期に諸問題に対応することができると期待されている。

④地元産品を利用した料理や接客サービスなど、現代のニーズにあわせたサービスを提供すること

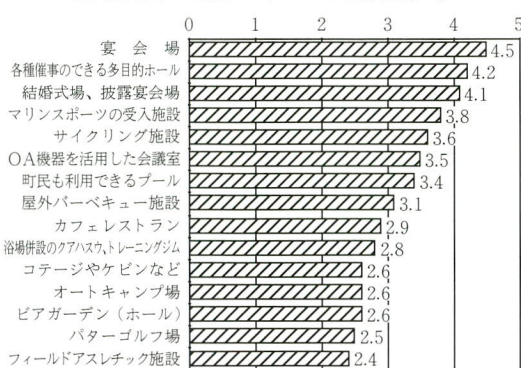
アンケート調査の中で「施設の不満」が一番多いが、サービス、食事に対する不満もかなり多い。また、施設はサービスと相まって機能するので、まずはサービスありきだという意見も射っている。

地場産品の利用で、料理としての付加価値が上がるばかりでなく、特産物や町のPRなどにも波及する。また、アンケート調査の「公共施設は料金は安い料理がまずい」や一般にいわれる「公共施設は冷めた天ぷらのイメージ」などを払拭するようなサービスに努めなければならない。そのためには、研修など職員教育を積極的に取り入れ、「現代のニーズは何か、お客様は何を求めているか」に従業員及び宿舎全体で、日頃から考え実行していかなければならない。

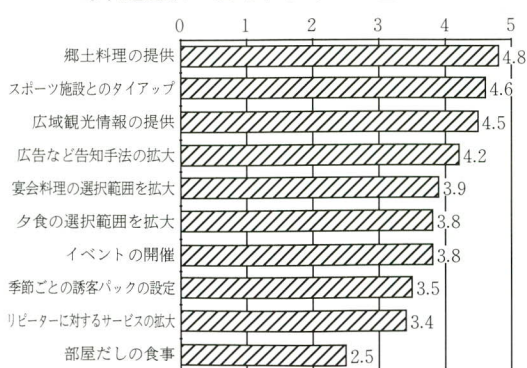
三、その他

●付帯施設等に関する提案
(重要と思われるものを5段階で評価した)

新施設に望まれる付設備等



新施設に必要なサービス



第4回 定例会

町長の資産公開条例を制定 議員、特別職の給料を改正

第四回定例会が二月一日から一五日まで開催されました。
議案の審議が二八件提出され、いずれも原案どおり可決・認定されました。

①固定資産評価審査委員に栢葉春男氏
前任の石川洗氏が任期満了により一
二月一〇日で退職したため、後任に栢
葉春男氏（筆田）が選任され、議会の
同意が得られました。

②議会委員会条例の一部を改正

議員定数が次の選挙から二名減に
なることにより、常任委員会の定数が
減りました。教育厚生委員会の定数が
現在の六人から五人に、経済委員会の
定数が現在の六人から五人になりました。

③「政治倫理の確立のための麻生町長の 資産等の公開に関する条例」を制定

「政治倫理確立のための国会議員の
資産等の公開等に関する法律」の規定
に基づき、町長の資産等の公開に関す
る条例が制定されました。

（あらまし）

「町長は、その任期開始日において
所有する資産等（土地、建物、預貯金、
有価証券、動産など）を記載した資産

等報告書を作成しなければならない。
また、毎年、総所得金額等を記載した
所得等報告書も作成しなければならない
い。そして、誰でもこれらの報告書の
閲覧を請求することができる。」

④「議員の報酬及び費用弁償等に関す る条例」の一部を改正

議員の給料（月額）が表のとおり改
正されました。

⑤「特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例」の一部を改正
町長、助役、収入役の給料（月額）
が表のとおり改正されました。

⑥「特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例」の一部 を改正

消防団員のうち、機関員である方に
年額五、七〇〇円の手当が加算される
ことになりました。

⑦「教育長の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する条例」の一部を改正
教育長の給料（月額）が表のとおり
改正されました。

区 分	改正後の給料（月額）	改正前の給料（月額）
議 長	319,000円	313,000円
副議長	272,000円	267,000円
議 員	252,000円	247,000円
町 長	786,000円	771,000円
助 役	613,000円	601,000円
収入役	578,000円	567,000円
教育長	550,000円	539,000円

⑧「職員の給与に関する条例」の一部 を改正

人事院勧告に基づき、町職員の給料
や扶養手当額（月額）が改正されまし
た。また、災害時に勤務した職員に対
して、新たに災害派遣手当が支給され
ることになりました。

⑨地縁団体に税金の減免を適用

税条例が改正され、地縁団体の町民
税や固定資産税が減免されることにな
りました。

⑩「消防団員の定員、任免、給与、服
務等に関する条例」の一部を改正
消防団員の報酬や費用弁償について
の条項が加えられ、その支給額が明確
になりました。

⑪「非常勤消防団に係る退職報償金の
支給に関する条例」の一部を改正
消防団員の退職報償金が表のように
改正されました。

⑫平成六年度の一般会計決算を認定
平成六年度の一般会計歳入歳出決算
が認定されました。（詳細はハペー
ジに掲載）

⑬平成六年度の国民健康保険特別会計
決算を認定
平成六年度の国民健康保険特別会計
歳入歳出決算が認定されました。（詳
細はハページに掲載）

⑭平成六年度の老人保健特別会計決算
を認定

消防団員の退職報償金 ()は改正前の金額

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	155,000円 (150,000)	260,000円 (255,000)	375,000円 (370,000)	510,000円 (505,000)	695,000円 (685,000)	880,000円 (870,000)
副 団 長	145,000円 (140,000)	245,000円 (240,000)	345,000円 (340,000)	450,000円 (445,000)	625,000円 (620,000)	815,000円 (805,000)
分 団 長	135,000円 (130,000)	230,000円 (225,000)	325,000円 (320,000)	425,000円 (420,000)	575,000円 (570,000)	760,000円 (750,000)
副分団長	130,000円 (125,000)	215,000円 (210,000)	300,000円 (295,000)	390,000円 (385,000)	540,000円 (535,000)	725,000円 (715,000)
部 長 及 び 班 長	120,000円 (115,000)	195,000円 (190,000)	270,000円 (265,000)	350,000円 (345,000)	480,000円 (475,000)	650,000円 (640,000)
団 員	110,000円 (105,000)	180,000円 (175,000)	250,000円 (245,000)	325,000円 (320,000)	435,000円 (430,000)	605,000円 (600,000)

平成六年度の老人保健特別会計歳入歳出決算が認定されました。(詳細は八ページに掲載)

②平成六年度の下水道事業特別会計決算を認定

平成六年度の下水道事業特別会計歳入歳出決算が認定されました。(詳細は八ページに掲載)

②平成六年度の麻生町外四ヶ町村公平委員会特別会計決算を認定

平成六年度の麻生町外四ヶ町村公平委員会特別会計歳入歳出決算が認定されました。(詳細は八ページに掲載)

③平成七年度の一般会計予算を補正

平成七年度の一般会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ二、三四八万一

千円が減額され、歳入歳出それぞれ五七億一、〇七四万九千円になりました。

④平成七年度の国民健康保険特別会計予算を補正

平成七年度の国民健康保険特別会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ三一万五千円が減額され、歳入歳出それぞれ一三億三、一一四万七千円になりました。

⑤平成七年度の下水道事業特別会計予算を補正

平成七年度の下水道事業特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億八、六二万七千円が追加され、歳入歳出それぞれ六億四、二〇二万二千円になりました。

⑥平成七年度の水道事業会計予算を補正

平成七年度の水道事業会計の収益的収入及び支出の予定額が、一、〇五〇万七千円減額されました。

⑦字の区域を変更

土地改良事業が施行されたのに伴い、大字青沼地内の一部の小字の名称が変更されました。

⑧四路線を町道に認定

大字麻生地内の一路線と大字井貝地内の二路線(いずれも行方縦貫道路に隣接)が、県道から町道に変更になりました。また、衛生センター(大字板峰地内)の進入路が町道に認定されました。

佐原高 定時制生徒を募集

	1次学力検査	2次学力検査
募集定員	80名(普通科、男女共学)	未 定
試験科目	国語、社会、数学、理科、英語、面接	第1次に同じ
願書受付	2月2日～2月6日正午 (3日は正午まで、4日は除く)	3月22日、3月25日
試験日	2月28日、29日の両日	3月27日
合格発表	3月5日	3月29日
出願書類	入学願書等	第1次に同じ

問い合わせ先 佐原高等学校 (☎ 0478 ⑤ 5131)

鉾田一高 定時制生徒を募集

(成人特例選抜)

夜間部なので、働きながら学べます。
4年間で高校卒業の資格が取得できます。

応募資格

平成8年4月1日現在で満20歳以上の方
願書提出期間

2月3日(土)～2月6日(火)

試験

3月6日(水)に作文及び面接

問い合わせ先

鉾田第一高等学校 ☎ 0291 ③ 2 1 6 1

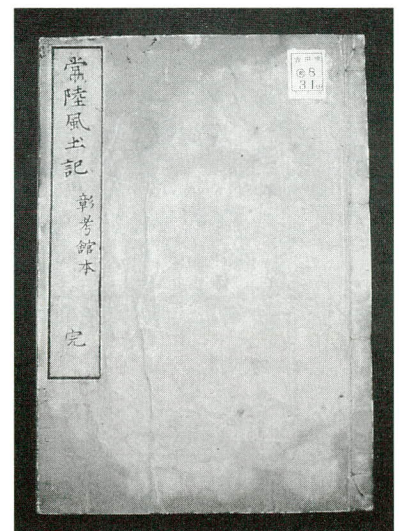
町では今、町史編さん事業に取り組んでいます。
そのひとつとして、今月から『麻生町のなり立ち』と題して、麻生町の歴史や民俗をシリーズでお伝えします。

行方郡の成立と

「行方」の由来

町史編さん中世部会専門委員

久信田 喜一



行方郡は、『常陸国風土記』によれば、孝徳天皇の世の癸丑の年、つまり白雉四年（六五三年）に、茨城国造の壬生連磨と那珂国造の壬生直夫子らが、惣領の高向大夫・中臣幡織田大夫らに申請して、茨城国から八里、那珂国から七里、あわせて七〇〇余戸を分割し、それを一つの郡としたことにより成立したといわれています。

常陸国の郡の成立時期については、『常陸国風土記』に書かれている白雉四年などの年代ではなく、天智天皇（在位六六一～六七一年）の頃であったという年代はそのまま鵜呑みにはできませんが、茨城・那珂両国の国造が、それぞれの支配地を分割して、新たに行方郡をつくったということは事実であったものと思われれます。

分割したのは、茨城国から八里、那珂国から七里、あわせて一五里で、律令制度では五〇戸をあわせて一里としましたから、一五里では七五〇戸になり、『常陸国風土記』に「七百余戸」とあるのにほぼ合致します。

行方郡内の里の名前は、『常陸国風土記』には、行方・提賀・男高・麻生・香澄・当麻・芸都・田・相鹿・大生の一〇里の名があり、他に、曾尼・板来・布都奈・安伐・吉前などの村の名が記されています。

霊龜元年（七一五年）に里は郷と改称され、郷の下に新たに二つまたは三つの里が置かれました。これを郷里制といいます。この時新たに置かれた里は、天平一二年（七四〇年）の頃に廃止され、以後、郡の下の方行政単位は郷のみとなりました。

九世紀の頃の行方郡の郷は、源順という人物が、承平年間（九三一～九三六年）に編述した百科辞書『和名類聚抄』（『和名抄』）に、提賀・小高・芸都・大生・当鹿（麻）・逢鹿・井上・高家・麻生・八代・香澄・荒原・道田・行方・曾祢・板来・余戸の一七郷の名が記されています。これら『和名抄』に記された郷名は、九世紀頃の実状を伝えたものといわれています。

さて、「行方」は、古代・中世にはどう読んだのでしょうか。この点については、

『和名抄』に、「行方奈女」と書かれていますので、「ナメガタ」と濁らずに「奈女加多」つまり「ナメカタ」と読むのが、古い言い方であったものと考えられます。



町史編さん室から

初めてお届けした「麻生町のなり立ち」
はいかがでしたでしょうか。毎月、町の
歴史について掲載する予定です。

お気付きの点、ご意見がありましたら、
町史編さん室までお寄せください。

麻生町史編さん室

FAX 
 (72) (72)
 二六六四 〇八一

麻生町

では、「行方」という地名にはどのような由来があるのでしょうか。『常陸国風土記』には次のように書かれています。

昔、倭武天皇（日本武尊）が、常陸地方を平定するためにこの地を通った時に、あらはら現原の丘（現在の玉造町現原）から四方をながめ、お供の人びとに「この地は、山々のひだは出たり入ったりしながら重なり続き、海辺のひだは長くうねうねと続いている。その山の峰の頂には雲が浮かび、谷のあたりにには霧がかかっている。風光はすばらしく、地の形には心ひかれるものがある。まさに、この地は行細の国なめくはしと称するべきである」と言われたので、それ以後、この地を「行方」と呼ぶようになった。

『常陸国風土記』の倭武天皇に関する記述は、

歴史事実を示すものではなく、『常陸国風土記』編さんの時期に、その編さん者たちによって潤色・付加されたものが多いから、倭武天皇が「行方」という地名を命名したという点については疑問が残りますが、「行方」という地名が、山と海の配置のすばらしさに由来するということは事実であるものと思われます。

「ナメクハシ」の「ナメ」は「滑」で、なめらかなこと（もの）を意味し、「クハシ」にはうるわしく秀れているという意味があります。行方地方が、山際も湖岸線もなめらかにうねうねと続いており、そのさまがうるわしく秀れていることから、「ナメクハシ」という地名が付けられ、のちに「ナメクハシ」が「ナメカタ」に転訛して、「行方」という地名ができたのです。



町税 だより

作文コンクール入選作品

潮来税務署管内
納税貯蓄組合連合会会長賞

『税について』

私達の身の回りに当たり前のようにある税。私はスーパーなどに行ったとき、どうしても消費税があるのだろうと、考える時があります。消費税がなくていいのではないかと思ひ、いろいろな税について調べてみようと考えました。

調べて行くうちに、私達にとって税はとても大事なんだということに気が付き、税は、私達一人一人のために、いろいろな形となって、使われていることがわかってきました。

道路や橋などの生活に必要なもの、そして、私達や学校のためにも、税が使われていることが、少しですがわかってきました。

税には、大きく分けると直接税と間接税に分けられます。

直接税というのは、字のとおり、自分の収入によって、直接に支払う税金のことだそうです。

いろいろな収入がありますが、サラリーマンの人は給料であり、商店の人は商売のもうけです。土地や家売っても収入です。

このような税のことを所得税といって、国に納める国税と、市や町に納める地方税に分かれています。

また、所得税ばかりでなく、土地や家などの財産にかかる税もあり、固定資産税といひます。そして自動車税などもあります。税を調べるきっかけとなった消費税は、間接税に分けられます。

父からの話をまとめると、間接税とはいつの間にか取られている税金のようです。そして、父は言ひました。

「みんなのためにタバコも吸うし、お酒も飲むんだと、そして税は国民の義務だ。」と、よく分かりませんが、タバコにもお酒にも税があるとのことだ。

私達が、銀行に預金をする利息が付きませんが、その利息にも税がかかります。私は、お年玉に税がかからないので安心しました。

なんだか税を調べると、私達の身の回りの物全部に税があるようです。大変おどろきました。

税にも種類がたくさんあって、どのくらいの種類があるのか考えるだけで頭がへんになりそうです。でも、このような税がないと、日本が成り立って行かないそうです。

私は、税の事がまだまだ分かりませんが、税は私達にとって、すごく身近

麻生中学校1年 堀井 小百合

にあるんだということが分かってきました。

これからも勉強して、たくさん種類や、いろいろな税のことをもっともっと知りたいと思ひますが、今の私には、いくら日本が成り立って行かないからといって、税がありすぎだなどと思ひました。そして、消費税は、私にとってまけてほしいです。

標語コンクール入選作品

関東信越国税局長賞

『税金納めて守る 我が暮らし』

麻生中3年 平野 敦子

茨城県租税教育推進協議会長賞

『税の義務 守ってよくなる 現代社会』

麻生一中1年 山崎 友美

麻生町長賞

『税金は 明日を動かす 力持ち』

麻生中2年 大嶋 茂

潮来税務署長賞

『皆の税 活躍します 未来のために』

麻生中2年 大原 努

『税金に 託す我が夢 明日の日本』

麻生一中3年 荒張 由紀

住民税の申告について

申告期限は3月15日

●申告をする必要のある方

市町村内に住所を有する方は、原則として3月15日までに申告書を賦課期日（1月1日）現在の住所所在地の市町村に提出していただくことになっています。

●申告をする必要のない方

住民税の申告義務を有する方は、原則として市町村内に住所を有する方全員ですが、本人の申告を待たずに課税資料を他から得ることができたり、課税資料の提出の必要がない場合など次に掲げる方は申告義務が免除されます。

- ①前年中の所得が給与所得のみである方 ②前年中の所得がなかった方
- ③確定申告書を提出した方

●事業主は給与支払報告書の提出を

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月末日までに給与支払報告書を、給与の支払いを受けている方の1月1日現在の住所所在の市町村長に提出しなければなりません。

平成8年度 町県民税申告 受付日程表

指 定 日	地区および対象	場 所
2月13日(火)	矢幡	公民館太田分館
2月14日(水)	石神、根小屋	〃
2月15日(木)	蔵川、岡、青沼	公民館大和分館
2月16日(金)	白浜、宇崎、板峰	〃
2月19日(月)	四鹿、杉平、小牧	〃
2月20日(火)	新宮、天掛、籠田	〃
2月21日(水)	島並、南	公民館小高分館
2月22日(木)	橋門、小高、元方	〃
2月23日(金)	井貝、繕沢、谷	〃
2月26日(月)	於下、行方、藤井久保	公民館行方分館
2月27日(火)	今宿、船子、五町田	〃
2月28日(水)	所得税対象	麻生町役場
3月4日(月)	〃	〃
3月5日(火)	〃	〃
3月6日(水)	富田	〃
3月7日(木)	粗毛、玄通、蒲縄	〃
3月8日(金)	下瀬、古宿、新田	〃
3月11日(月)	宿、田町、新原	〃
3月12日(火)	指定日以外の全地区	〃
3月13日(水)	〃	〃
3月14日(木)	〃	〃
3月15日(金)	〃	〃

申告の際 持参していただくもの

- ①平成8年度町県民税申告書
- ②平成7年分所得税の確定申告書（対象者）
- ③印 鑑
- ④健康保険証
- ⑤農業所得に関する資料等
 - (イ) 自作、小作、貸付、休耕地など耕作に関する資料・領収書等
 - (ロ) 標準外経費の支払いを証する領収書
 - (ハ) 収支内訳書（収支申告を選択している方）
 - (ニ) 平成7年分農業経営等明細書（未提出の方）
- ⑥営業・その他の事業に関する帳簿と資料等
- ⑦生命保険料控除証明書（領収書）
- ⑧医療費支払領収書
- ⑨平成7年分給与所得の源泉徴収票および公的年金等の源泉徴収票
- ⑩火災保険料、傷害保険料等の控除証明書（領収書）
- ⑪その他申告に関する資料

※役場に給与支払報告書が届いている事業所もありますが、源泉徴収票は申告書に添付する必要がありますので必ず持参してください。

税金の還付申告無料相談

■期 間 2月13日～2月15日

下記の税理士事務所において、少額な還付申告の相談、申告書の作成を無料で行います。

最寄りの事務所に事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

税 理 士 名	住 所	電 話
市 村 保	麻生1078-1	72-2240
大 橋 誠一	行方1978-1	77-0586
鬼 沢 政雄	矢幡906-2	73-3122
鈴 木 丈男	船子275	77-0040
関 誠	麻生1281-4	72-1180
高 橋 仁	麻生1124-2	72-1740
寺 内 正三	富田6-1	72-1839



麻生町議会議員選挙 は

2月11^(日)です

任期満了に伴う麻生町議会議員一般選挙が、2月11日（日）投票〔告示：2月6日（火）〕で行われます。今回の選挙は、定数がこれまでの22人から20人に減少して初めての選挙です。皆さんの声がまちづくりに反映される一番身近な選挙でもあります。皆さん、そろって投票しましょう。

投票時間・投票所

- 投票時間 午前7時～午後6時
- 投票所 町内16か所（下表参照）

投票所入場券

入場券は、告示日前後に郵送されます。投票日に持参してください。

投票できる人

- 年齢要件 昭和51年2月12日までに生まれた人
- 住所要件 町内に住所を有する人。ただし、転入した方は、昨年11月5日までに転入届を出し、引き続き住所のある人。

投票日に投票できない人は？

- 不在者投票 投票日当日、やむを得ない理由（旅行や出張、病気など）により指定された投票所で投票できない人は、不在者投票ができます。
【期間】 2月6日（火）～2月10日（土）
【時間】 午前8時30分～午後5時
【場所】 役場新庁舎1階「小会議室」
※入場券と印鑑を持参してください。
◆また、県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院（入所）している人は、その場所で不在者投票ができます。
- 郵便投票 体の不自由な人（身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受け、一定の要件に該当する人）は、郵便による不在者投票ができます。この場合、「郵便投票証明書」が必要です。あらかじめ町選挙管理委員会にお問い合わせください。

開 票

即日開票です。午後7時ごろから麻生町公民館で行います。

立候補予定者説明会・事前審査

- 説明会 日時：1月22日（月）
場所：役場旧庁舎「大会議室」
- 事前審査 期日：1月29日（月）
※いずれも立候補予定者または代理人が出席してください。

投票所一覧

投票所名	場 所	投票所名	場 所
麻生第1	富田会館	大和第3	白浜集落センター
麻生第2	麻生町公民館	大和第4	西照寺
麻生第3	本城会館	行方第1	公民館行方分館
麻生第4	新原公民館	行方第2	なめがた農協行方支所
太田第1	公民館太田分館	行方第3	行方集会所
太田第2	石神構造改善センター	小高第1	なめがた農協小高支所
大和第1	公民館大和分館	小高第2	公民館小高分館
大和第2	大和第二小学校	小高第3	井貝集落センター

お知らせ

県民相談センターが開設

県政に対する県民の要望・意見、日常生活問題についての相談窓口が開設されています。

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

場 所 鹿行地方総合事務所県民生活課内
(鉾田町鉾田 1 3 6 7 - 3)

電 話 ☎ 0 2 9 1 ③ 4 1 1 1

時 間 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

新規学卒者合同面接会

会 場	水戸会場	土浦会場
日 時	2 月 6 日 (火) 午後 1 : 00 ~ 4 : 00	2 月 8 日 (木) 午後 1 : 00 ~ 4 : 00
場 所	サンシャイン常陽	土浦第一ホテル
参加企業	約 60 社	約 60 社

お問い合わせは、県商工労働部職業安定課まで
(☎ 029-221-8111)

東京電力潮来サービスステーション が 閉 店

昨年12月29日をもって潮来サービスステーションは閉店しました。

今後は、鹿島営業所で事業の取り扱いが行われます。

鹿嶋営業所 ☎ ② 1 6 2 1
(鹿嶋市宮中 5 2 1 5)

取り壊した家屋は届出を

固定資産税は、1 月 1 日現在で所有する土地や建物等に課税されます。

平成 7 年中に家屋を取り壊した方は 1 月 31 日までに届出をしてください。

役場税務課固定資産税係

選挙を控えての注意

買収に関わると

応援する候補者の当選が無効になります

連座制が強化

候補者や立候補を予定している人と一定の関係にある人が買収に関わった場合、たとえ候補者や立候補を予定している人が関わっていても、候補者の当選が無効となったり、候補者や立候補を予定している人が 5 年間立候補できなくなることがあります。

●連座制の対象者は

- ① 候補者の選挙運動の全体を総括主宰する人
一部地域の選挙運動を総括主宰する人
選挙運動費用の収支に関する権限を持っている人
- ② 候補者の親族 (父母、子、夫、妻、兄弟姉妹)
- ③ 立候補を予定している人の親族 (父母、子、夫、妻、兄弟姉妹)
- ④ 候補者や立候補を予定している人の秘書
- ⑤ 政党、後援会、企業、労働組合、宗教団体、協同組合、町内会、自治会、同窓会などの組織で、候補者や立候補を予定している人と連絡をとって選挙運動が行われる場合に次のようなことを行う人。

ア 選挙運動全体の計画を立てたり、その調整を行う人

ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会など選挙運動の一部分の計画をたてたり、その調整を行う人

イ ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会の会場設営、電話作戦など、実際に選挙運動を行う人の指揮・監督を行う人

ウ 選挙運動を行っている人の弁当の手配、車の手配、個人演説会の会場の確保など、その他の管理を行う人

買収にかかわったらどうなる？

選挙で当選するために、お金や品物を渡したり、食事やお酒をごちそうする・・・

お金や品物をもらった人や、食事やお酒をごちそうになった人は・・・

◆ 6 年以下の懲役から 50 万円以下の罰金

◆ 5 年間、選挙権・被選挙権がなくなります

◆ 候補者の当選無効 など